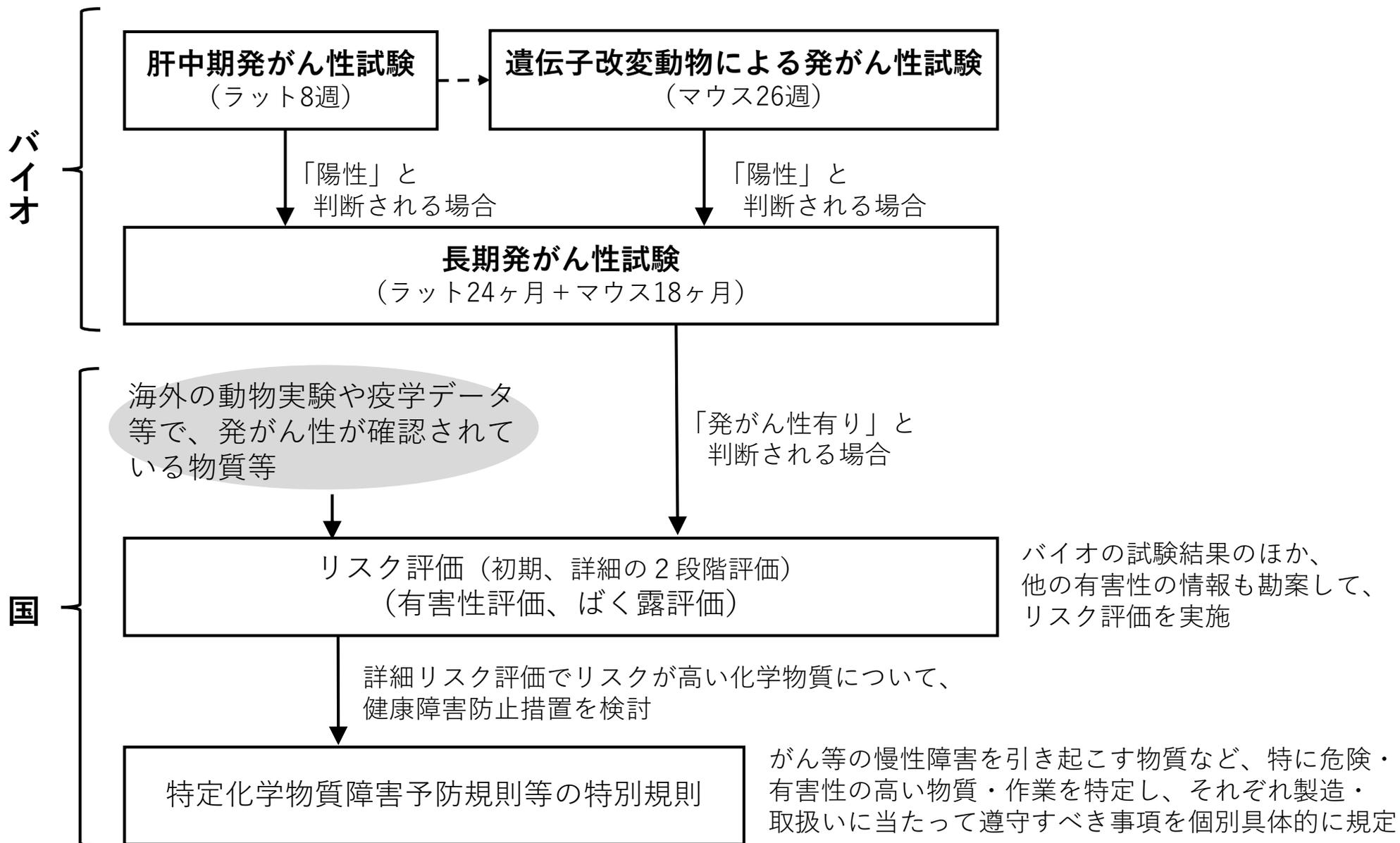


# バイオが実施する発がん性試験と労働安全衛生法における化学物質規制の関係



# 労働安全衛生関係法令における化学物質管理の体系

(令和3年1月1日時点)

規制の程度

規制の見直しスキーム

作業態様等から  
高いリスクあり

重度の健康障害が生ずる  
もの、十分な防止対策なし

石綿等

**製造禁止 (法第55条) 8物質**

【国のリスク評価】

【詳細リスク評価】

・有害性評価  
・ばく露評価\*

措置  
検討

PCB等

**製造許可 (法第56条) 8物質**

**特別規則 122物質**

(物質の特性に応じ、局排等の工学的  
対策、保護具の使用、健康診断、作業  
環境測定等の措置を事業者に義務付  
け)

【初期リスク評価】

・有害性評価  
・ばく露評価\*

重篤な健康障害が  
生ずるおそれ、  
特にリスクの高い業務あり

産衛学会・ACGIHで  
許容濃度の勧告がある等  
労働者に危険又は健康障害が  
生ずるおそれ

**ラベル表示義務 (法第57条) 674  
SDS交付義務 (法第57条の2)  
物質**

**リスクアセスメント実施義務  
(法第57条の3)**

※ラベル表示義務の拡大、リスクアセスメント実施義務化は平成28年6月1日施行

※作業内容等の調査  
及び個人ばく露測定

【有害物ばく露作業報告】

※作業内容、消費量等を  
事業者が報告

動物での発がん性が確認された物質等

**ラベル・SDS交付の努力義務  
(則第24条の14及び第24条の15)**

**リスクアセスメントの努力義務 (法第28条の2)**

**一般的健康障害防止措置 (法第22条)**  
(有害原因の除去、ガス等の発散の抑制、保護具の備  
付け等)

専門家による検討

産衛学会・ACGIHで  
新たに許容濃度が  
勧告された物質

届出の際、強い変異原性が確認された物質

**健康障害防止指針による指導 (法第28条第3項)**

**ばく露低減措置の指導 (通達)**

※ SDS(安全データシート)・・・事業者が化学物質及び化学  
物質を含んだ製品を他の事業者に譲渡・提供する際に交付  
する化学物質の危険有害性情報を記載した文書

新規化学物質の届出

約7万  
物質